

愛知医科大学医学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学学則（以下「学則」という。）第41条に基づき、医学部における授業科目の履修、成績評価、試験等について定める。

(授業の方法)

第2条 授業は、講義、実験、実習、演習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(授業科目の区分)

第2条の2 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び自由科目に区分する。

2 必修科目は、必ず履修しなければならない。

3 選択必修科目は、選択のうえ履修しなければならない。

4 自由科目は、任意に履修することができるが、修得単位数は卒業に必要な単位数に算入しない。

(授業時間)

第3条 授業時間(臨床実習の時間を除く。)は、次のとおりとする。

1 時限 8:50～10:00

2 時限 10:10～11:20

3 時限 11:30～12:40

4 時限 13:30～14:40

5 時限 14:50～16:00

6 時限 16:10～17:20

2 臨床実習の時間については、次のとおりとする。

1 時限 8:50～10:00

2 時限 10:05～11:15

3 時限 11:20～12:30

4 時限 13:30～14:40

5 時限 14:45～15:55

6 時限 16:00～17:10

3 前2項の時間は、必要がある場合は、これを変更することがある。

(学年次の指定及び履修の原則)

第4条 授業科目を効果的に履修させるため、毎学年の初めに学年次を指定する。

2 授業科目は、原則として、指定された学年次に配当されたものについて履修しなければならない。

(授業科目、単位数及び年次配当)

第4条の2 授業科目、単位数及び年次配当（以下「授業科目等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1学年次の授業科目等 別表第1

(2) 2学年次の授業科目等 別表第2

(3) 3学年次の授業科目等 別表第3

(4) 4学年次の授業科目等 別表第4

(5) 5学年次の授業科目等 別表第5

(6) 6学年次の授業科目等 別表第6

2 前項に規定する授業科目等については、変更することがある。

(履修届)

第5条 選択して履修する科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。

2 履修届は、学年始めの最初の授業日の前日までに提出しなければならない。

3 履修科目を変更し、又は取り消す場合には、当該変更又は取り消そうとする授業科目の授業開始後8日以内に所定の履修科目変更（取消）届を提出しなければならない。

(試験の種類及び実施期日)

第6条 試験の種類及び実施期日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期試験 授業科目の履修を評価し、単位を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。前学期

及び後学期を通して開講する授業科目については、定期試験を前学期及び後学期に分けて行うことがある。

(2) 実習・実験・実技試験 実習、実験又は実技を伴う授業科目の履修を評価し、単位を認定するための

試験をいい、当該授業時間中又は授業終了後に行う。

- (3) 総合試験2 2学年次から3学年次への進級を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。
- (4) 総合試験5 5学年次から6学年次への進級を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。
- (5) 総合試験6 卒業を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。
- (6) 追試験 学則第38条第1項に該当する者について、定期試験に代えて行う試験をいい、その都度期日を定めて行う。
- (7) 再試験 学則第39条に該当する者又は追試験の受験資格が認められない者について、単位を認定するための試験をいい、その都度期日を定めて行う。
- (8) 共用試験(臨床実習前OSCE及びCBT) 4学年次に行う試験で、この試験に合格することがクリニカル・クラークシップAの受講及び5学年次への進級の要件となり、期日を定めて行う。共用試験を受験するためには、別に定める科目の単位を修得しなくてはならない。
- (9) 共用試験(臨床実習後OSCE) 6学年次に行う試験で、総合試験6の受験資格となるものであり、期日を定めて行う。この試験が不合格の場合は、クリニカル・クラークシップBの単位を認定しない。

(試験の方法)

第7条 試験は、筆記、口頭若しくは実技試験等のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

(受験資格)

第8条 次の各号の一に該当する者は、試験の受験資格を認めない。

- (1) 各授業科目について、欠席が当該授業科目の当該学期又は学年次の総授業時間数の3分の1を超える者。この場合において、30分未満の遅刻は3回をもって、30分以上の遅刻は1回をもって欠席1回とみなす。
 - (2) 学納金の未納者(徴収を猶予された者を除く。)
 - (3) 休学期間中又は停学処分中の者
- 2 前項第1号に該当した者のうち単位修得が必要な授業科目があるものは、当該授業科目を改めて履修しなければならない。
- 3 第1項第2号又は第3号に該当した者の受験資格は、事由が止んだ時以降に認めるものとする。

(試験の公示)

第9条 定期試験及び総合試験の日時及び場所の公示は、教科案内の記載による。

- 2 定期試験及び総合試験の日時及び場所の変更の公示は、原則として、当該試験日の2週間前までに掲示によって行う。
- 3 追試験及び再試験の日時及び場所の公示は、その都度掲示によって行う。

(追試験及び再試験の受験手続)

第10条 追試験を受けようとする者は、所定の追試験願に診断書又はやむを得ない事由により試験を受験できなかつたことを証明する書類を添付して、当該授業科目の定期試験終了日後速やかに提出しなければならない。

2 再試験を受けようとする者は、所定の期日までに手続きをし、再試験受験料を納付しなければならない。

3 追試験を受験する資格のない者で再試験の受験を希望する者は、定期試験の欠席事由を明記した所定の試験欠席届を当該授業科目の定期試験終了日後速やかに提出しなければならない。

4 再試験を欠席した者で以後の再試験の受験を希望する者は、当該再試験の欠席事由を明記した所定の試験欠席届を当該再試験終了日後速やかに提出しなければならない。

(再試験受験料)

第11条 再試験受験料は、1科目につき5,000円とする。

(再試験受験票の交付)

第12条 第10条第2項の規定により所定の手続きをした者には、再試験受験票を交付する。

(再試験受験方法)

第13条 再試験を受験する場合には、前条で交付を受けた再試験受験票を提示しなければならない。

2 再試験受験票が提示されず、若しくは貼付されていない場合又は受験科目と再試験受験票の記載科目とが異なっている場合には、その受験科目を無効とする。

(受験許可証)

第14条 試験当日に学生証を忘れた者は、所定の受験許可願を提出し、受験許可証の交付を受けなければならぬ。

- 2 受験許可証の有効期限は、受験を許可された当日限りとする。
- 3 受験許可証は、当日の試験終了後速やかに返還しなければならない。

(試験場における注意事項)

第15条 試験場においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証又は受験許可証を机上に提示すること。
- (2) 学生証、筆記用具及び許可された物以外の物を机上に置かないこと。手荷物、防寒用上着等は指定された場所に置くこと。
- (3) 机の中には何も入れないこと。
- (4) 不正行為を行わないこと。
- (5) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、カメラ・ビデオ機能を有する機器等の電子機器類を身に付け、又は手に持たないこと。身に付け、又は手に持っていた場合は不正行為とみなす。
- (6) 指定された座席で受験し、試験監督者の指示に従うこと。
- (7) 試験開始後の入場は、試験監督者の許可を受けなければならぬこと。ただし、20分を経過した後は入場できること。
- (8) 試験開始後30分を経過しなければ、退場できること。

2 前項のほか、科目等により別途遵守事項を定めることがある。

3 第1項にかかわらず、共用試験については、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の定めに従うこととする。

(不正行為に対する罰則)

第16条 試験において不正行為を行った者は、当該学年のすべての開講科目の単位を認定しないこととし、学則第51条に規定する懲戒の対象とする。

(試験及び成績の評価)

第17条 成績の評価は、試験の結果、出席状況、受講態度等を総合して行う。

- 2 成績の評価は、合格をA+, A, A-, B+, B, B-, C及びDとし、不合格をFとする。この場合において、A+は90点以上を、Aは80点以上を、A-は77点以上を、B+は74点以上を、Bは70点以上を、B-は67点以上を、C及びDは60点以上を基準とする。ただし、再試験で合格した場合にはDとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、A+, A, A-, B+, B, B-, C, D, Fの評価が難しい場合には、合格(P)または不合格(NP)のみの評価とする。
- 4 追試験による成績の評価は90点以下とし、再試験による成績の評価は60点以下とする。
- 5 前3項までの規定にかかわらず、共用試験、総合試験2、総合試験5及び総合試験6による成績の評価は別に定める。

(授業科目、単位数及び年次配当)

第17条の2 進級判定において、進級を認定されなかった場合には、当該学年次で履修した授業科目(別に定める授業科目を除く。)の単位は認定しない。

2 前項の場合には、当該学年次に配当されているすべての授業科目を改めて履修しなければならない。ただし、実習については、受講が修了している場合には、改めて受講する必要はない。

(欠席届)

第18条 授業を引き続き1週間以上欠席する者は、所定の欠席届を提出しなければならない。

(休講)

第19条 やむを得ない事由が発生した場合には、その授業を休講とすることがある。休講の通知は、掲示によって行う。

2 休講の通知がなく、かつ、授業開始から20分を経過した後も授業が行われない場合には、クラス委員が教務課に連絡を取り、担当教員の指示を受けなければならない。

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか、授業科目、履修、試験、成績の評価、単位認定に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細目は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度以降の入学生及び平成5年度以前の入学生的うち留年した者の留年した学年次が平成6年度入学生の属する学年次と同一になる者に適用する。

附 則

- 1 この細目は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この細目による改正後の附則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年度の3学年次生に対する改正後の第6条の規定は、平成17年度から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の2第3項の規定は、平成29年度以前に入学した学生には適用しない。

3 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の第4条の2第4項の適用については、「前項の場合には、当該学年次に配当されているすべての科目を改めて履修しなければならない。」は「進級を認定されなかつた場合には、未修得科目を改めて履修しなければならない。」と読み替える。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。